（利息制限法施行令の一部改正）

第二十条　利息制限法施行令（平成十九年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三十九号を第四十号とし、第十九号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　株式会社国際協力銀行

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令の一部改正）

第二十一条　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（平成十九年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十九号を第四十号とし、第十九号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　株式会社国際協力銀行

（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令の一部改正）

第二十二条　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四号を次のように改める。

四　株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫

（株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正）

第二十三条　株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条から第十三条までを次のように改める。

第十一条から第十三条まで　削除

第十四条第一号中「農業協同組合法」の下に「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を加える。

第十七条中「公庫」を「株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）」に改める。

第十八条第六号を次のように改める。

六　削除

第十九条第六号を次のように改める。

六　削除

第二十三条から第二十五条までを次のように改める。

第二十三条から第二十五条まで　削除

第二十六条第一項中「国内金融業務等国外社債」を「国外社債」に改め、「又は国際協力銀行業務国外社債の社債券」を削り、「総称する」を「いう」に改める。

第二十七条中「、「社債券又は」とあるのは「社債券若しくはその利札又は」と」を削り、「総称する」を「いう」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）中「国内金融業務等国外社債又は国際協力銀行業務国外社債」を「国外社債」に改める。

第二十九条中「第二十五条から前条まで」を「前三条」に、「国内金融業務等国外社債又は国際協力銀行業務国外社債」を「国外社債」に改める。

附則第十一条の二を削る。

附則第十三条第一項中「、第十七条第一項及び第十八条第一項」を「及び第十七条第一項」に、「、法附則第四十二条第三号の規定による廃止前の中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第二十五条の二第一項の中小企業債券、法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十五条第一項の国際協力銀行債券及び同法附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第三十九条の二第一項の外貨債券等」を「及び法附則第四十二条第三号の規定による廃止前の中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第二十五条の二第一項の中小企業債券」に改め、同条第二項を削り、同条第三項の表法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法第四十五条第十一項の項及び法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法第三十九条の二第三項の項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

（株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第二十四条　株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二十五条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七十五　株式会社国際協力銀行

第三十条に次の一号を加える。

二十九　株式会社国際協力銀行

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二十六条　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一号を加える。

二十九　株式会社国際協力銀行

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（銀行債券原簿等に関する経過措置）

第二条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第十八条第一項の規定による解散前の国際協力銀行が発行した同法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十五条第一項の銀行債券については、株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条第五号の規定による廃止前の国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）第二十二条から第二十四条まで及び第二十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第二十二条第一項中「国際協力銀行は」とあるのは「株式会社国際協力銀行は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）附則第十二条第一項の規定により承継した銀行債券（以下単に「銀行債券」という。）についての償還及び利息の支払の債務を履行するまでの間」と、同条第二項第三号中「第十七条第三項第一号」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十年政令第二百九十七号）第一条第五号の規定による廃止前の国際協力銀行法施行令（第二十四条において「旧国際協力銀行法施行令」という。）第十七条第三項第一号」と、同令第二十三条第二項中「国際協力銀行」とあるのは「株式会社国際協力銀行」と、同令第二十四条中「国外銀行債券の発行、国外銀行債券」とあるのは「国外銀行債券（旧国際協力銀行法施行令第十五条第二項に規定する国外銀行債券をいう。以下この条において同じ。）」と、「第十六条から前条まで」とあるのは「前二条」とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　平岡　秀夫
外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　一川　保夫